

令和7年7月

下赤塚地区区民と区長との懇談会 報告書

板橋区政策経営部広聴広報課

目 次

	ページ
I 概要	1
II 区長冒頭挨拶	2
III 質問要旨及び区長回答	
1 番 子ども食堂や区の社会福祉活動について	3
2 番 道路を塞いでいる大木について	3
3 番 ゴミ集積所の防鳥ネットについて	4
4 番 集会所の利用について	4
5 番 路上喫煙と吸殻のポイ捨ての対応について	5
IV 懇談（意見交換）	
防災について	6
資料1「板橋区の防災対策」	8
V 区からの情報提供	10
VI 区長結び挨拶	12

I 概要

1 開催日時

令和7年7月9日（水） 14：00～15：30

2 開催場所

下赤塚地域センター レクリエーションホール

3 出席者

住民側 20名

町会・自治会及び関係団体		20名
	発言者	5名
一般公募		0名
	発言者	0名
	傍聴者	0名

区側9名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、福祉部長、資源環境部長、土木部長、下赤塚地域センター所長、広聴広報課長（司会）

Ⅱ 区長冒頭挨拶

日頃から区政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、自治会活動などを通じて、住民相互の親睦と交流を深め、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに多大なる貢献をいただき、誠にありがとうございます。

下赤塚支部は区で2番目に多い16の町連加盟町会・自治会を有しており、その中で、町連下赤塚支部、青少年健全育成下赤塚地区委員会、エコポリス板橋下赤塚地区環境行動委員会は、先人たちの築いた文化と新しい文化が融合し、多様な世代が互いに認めあう豊かなまちをめざし、心を一つにして活動していると認識しております。このことは、強みであり、魅力であると感じております。

また、5月18日には、遊びや親子のふれあいを通して健やかな心を育むことを目的とした「子どもまつり」が下赤塚小学校で開催され、運営に多大なるご協力をいただいたと聞いております。

重ねて感謝申し上げます。

今年度は、「板橋区基本計画」と「No.1プラン2025改訂版」を締めくくる最終年度であり、各種施策の集大成とするとともに、令和8年度からの、次期基本計画への橋渡しとなる重要な年度です。

「次期基本構想・基本計画」の策定に向けましては、昨年度、基本構想審議会を設置し、区民検討会や、こどもワークショップなど、区民の皆さんの意見をいただく機会を設けながら、10回にわたり審議が重ねられてまいりました。

今後は、審議会へパブリックコメントの内容をフィードバックし、9月の「最終答申」に向け、審議が深められてまいります。

区におきましては、「最終答申」を踏まえ、基本構想を策定し、10月に議決をいただけるよう、進めてまいります。

これからも、「あたたかい人づくり、やさしい区政」を信条に、区民の皆様の心に寄り添った取組を

進めるとともに、下赤塚地域の皆様が、住みやすいまちと感じていただけるよう、地域課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

前回の下赤塚地区における懇談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度が書面での開催でした。

そのため、対面での開催は平成29年7月以来であり、早いもので8年が経過しようとしています。

本日は、地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や、ご要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会となりますので、これを活かした地域の課題解決、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

短い時間となりますが、有意義な懇談会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 番 子ども食堂や区の社会福祉活動について

上谷津町会ご質問（要旨）

テレビや新聞で子ども食堂（子どもがほっと安心でき、交流できる居場所）を知った。一般の大人でも何かできることがあれば協力したい。

また、区の社会福祉団体でこのような活動があれば教えていただき、協力したい。

区長回答

板橋区では、子ども食堂や無料学習塾等を運営する団体への支援のため、板橋区社会福祉協議会に委託をし、「子どもの居場所連絡会」を運営しています。

「子どもの居場所連絡会」では、ホームページ等を活用して登録団体の情報発信に努めており、そのなかで個人や企業から登録団体への応援のマッチングを行っています。

応援の内容は、物品や食材の提供、調理の手伝い、子ども達の話し相手といった様々な方法があり、例えば町会のイベントに子ども食堂を招待することや、子どもの居場所に関する活動を周知するといったことも考えられます。

子ども食堂をはじめとする居場所づくりには、地域ぐるみの協力が非常に大切なため、できる範囲での協力をお願いしたいと考えており、具体的な内容については、板橋区社会福祉協議会または生活支援課までご相談をお願いします。

2 番 道路を塞いでいる大木について

番匠免町会ご質問（要旨）

赤塚七丁目にある家の大木が道路を塞ぎ、前の家まで被さり、緊急車両が通行できないばかりか、すすめ蜂が巣を作るなど、危険な状態である。一日も早く対処をお願いしたい。

区長回答

民有地の樹木が、区道上に張り出している事例は、区内各所で発生しており、通行に支障がある場合には、道路管理者である土木部から、所有者に対して、樹木を剪定するよう指導しています。

今回ご質問いただいたお宅の樹木については、以前より、地域の方からご相談をいただいておりますが、昼間、夜間のパトロールの際にお宅を訪問しているが、いつも不在で、未だにお会いできていない状況です。

このため、手紙の投函を何度も行い、所有者に対し指導を試みているが、未だに対応してもらえていない状態です。

しかしながら、伸びた枝が著しく交通に支障を及ぼした場合には、本来は所有者自身が枝の剪定をすべきところであるが、やむを得ず、これまでも、区の方で最低限の枝の剪定は行ってきました。

今後、当面の対応として、通行の支障となる枝の剪定は行いながらも、根本的な解決に向け、所有者との接触や連絡を継続して試み、道路を通行している人や車にとって支障となり、近隣にお住まいの方にも迷惑をかけている大木の剪定・伐採に向けて、粘り強く指導を続けていきます。

3番 ゴミ集積所の防鳥ネットについて

徳親会ご質問（要旨）

ゴミ集積所に支給されている防鳥ネットは、効果が不十分な場合や、汚れた場合などに手間がかかる問題がある。

対策として、折り畳み式のゴミ箱の支給、あるいは購入に関する補助金の導入を提案するので、検討をお願いします。

区長回答

日頃より、区のごみ収集・運搬事業にご協力いただき、感謝申し上げます。

折り畳み式のごみ収集ボックスや立体型防鳥ネットは、現在の防鳥ネットに比べて、カラス対策として有効に機能する可能性がある一方、設置スペースや通行の妨げ、出し入れなどの管理にかかる課題を整理する必要があります。

区では、導入している他区への聞き取り等を行い、導入の可否について検討していきます。

なお、現場でのお困りの状況に応じて、防鳥ネットのサイズ変更等の助言ができる場合があるため、板橋西清掃事務所にご連絡をお願いします。

4番 集会所の利用について

赤塚自治会ご質問（要旨）

区内の集会所の利便性・安全性・経済性向上のため、次の3点の変更・改善をお願いしたい。

- ①午後の時間帯の2分割
- ②暖房便座・シャワー付きトイレの順次増設
- ③町会・自治会による利用料の免除（少なくとも半減）

区長回答

- ①午後の時間帯の2分割

集会所の時間区分は、午後の区分が一番長い4時間であり、一部で分割を望む声がある一方、サークル活動等において連続している方が利用しやすいという団体もいます。実際の利用時間や利用者の意見を聞きながら、次回の料金改定時の検討課題とします。

- ②暖房便座・シャワー付きトイレの順次増設

暖房便座・シャワー付きトイレへの取替は、地域の要望や施設の建替時期などを考慮した上で、必要性も含めて検討していきます。

- ③町会・自治会による利用料の免除

区の施設は、広く区民の方々にご利用いただけるよう設置しています。そのため、使用料の減免は利用者負担の公平性が保たれるよう、使用料減免規則にて統一的に基準を定めており、町会・自治会活動に関しては減免の対象となっておりません。減免基準の見直しについては今後の課題とさせていただきます。

5番 路上喫煙と吸殻のポイ捨ての対応について

赤塚自治会ご質問（要旨）

昨年 12 月のポイ捨て防止キャンペーンで9名が自治会内道路の吸殻拾いを行い、30分弱で169本も拾った。世帯数で区内に換算すると、18万1千本となり、年間では220万本になる。そこで、以下の対策を提案するので検討願いたい。

- ①路上禁煙地区に下赤塚駅周辺を追加
- ②路上禁煙地区の範囲を通学路等にも拡大
- ③ポイ捨て「防止」の「禁止」への変更や罰則の記載など、注意喚起の改善
- ④渋谷区など先進他区に劣らない新たな条例の制定
- ⑤ポイ捨て“禁止”キャンペーン時に過料も徴収

区長回答

日頃から、ポイ捨て防止キャンペーンを始め、まちの美化活動へご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

路上での、周囲への配慮のない喫煙やポイ捨てにより、地域の皆様が日常生活にご心配、ご不安があることについて、心苦しく感じております。

区内24駅における歩きタバコや、路上禁煙地区における吸殻の状況については減少傾向にあるものの、依然、少なくない数があり、下赤塚駅周辺においても同様の傾向にあると考えております。

区では、路上喫煙に関して、様々な取組を研究、検討し、行っていますが、タバコを吸う人と、吸わない人が共存できるまちをめざしていくうえで、解決すべき様々な課題があります。

新たな路上禁煙地区の指定や通学路への拡大、過料の徴収については、その指定地区の周囲や、禁止が及ばない駐車場等私有地において、歩行喫煙やポイ捨てが生じるおそれがあるため、喫煙所の整備も含め、慎重な検討が必要です。

現在、区は、路上禁煙地区において、喫煙所の整備を進めていますが、周辺住民の方との合意や、建築・道路関係法令上の制約など、課題が多く、適切な用地の確保ができておりません。

一方、喫煙マナーの向上をめざし、区内24駅での喫煙マナー指導員による巡回を行っており、ご提

案を踏まえ、試行的に、期間を定め、下赤塚駅周辺を集中的に巡回することを検討していきます。

また、「歩きタバコ・ポイ捨て禁止」看板の配付や、道路上への路面ペイントの実施ができる場合があるため、資源循環推進課までご相談をお願いします。

このほか、啓発音声を流しながら清掃活動を行う「駅頭キャンペーン」などを実施していますが、ご提案のあったキャンペーン等の名称を含め、効果的な呼びかけや配付物等について、工夫を重ねていきます。

下赤塚駅や地下鉄赤塚駅周辺においても、新たな集合住宅の建設など、人口が増加傾向にあるなかで、駅の乗車数等を注視するとともに、路上喫煙や吸殻のポイ捨てについて、情報収集に努めながら、地域に応じた有効な対策について研究を重ねていきます。

防災について

板橋区の防災対策について説明（危機管理部長）

※資料「板橋区の防災対策」を用いて説明

「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直されたこと等を踏まえ、令和6年3月に地域防災計画を改定しました。

本防災計画では2つの減災目標を掲げています。

1つ目は、区民の命を守るということで、死者をゼロにすることを目標にしています。

2つ目は、区民の生活環境を守るということです。避難所環境の向上や、被災者の迅速な生活再建に向けての支援などに取り組むこととしています。

この2つの減災目標を達成するための視点として、3つの柱（①予防、②応急復旧、③復興）を立てています。

視点1の自助、共助の促進については、特に区民の皆様に関係する事業も多いので、防災＋（プラス）の取組みとして一例をご説明します。

1点目は、防災ガイドの更新・配布についてです。板橋区では、「いたばしくらしガイド、防災ガイド・ハザードマップ」を、2年に1度更新をしながら、区民の皆様にも全戸配布をしています。本冊子は、区の施設・サービス・担当窓口などの区政情報や医療機関などの情報のほか、地震や水害に対する日頃の備え、情報収集の仕方、避難所での注意点、ハザードマップなどの防災情報をコンパクトにまとめています。

2点目は、防災セミナー・講習会についてです。災害イメージトレーニング、避難所の講習、D級ポンプやスタンドパイプなどの資機材取扱講習、応急手当普及員講習など、あらゆるジャンルの取り組みを行っています。

3点目は、各種防災訓練についてです。地域の住民防災組織と一体となった総合防災訓練（毎年3月）をはじめ、避難所運営訓練、消火訓練、応急救護訓練など、様々な訓練を実施しています。また、訓練の実施にあたり、危機管理部では機材の貸し出しを行っています。

4点目は、防災レシピブックについてです。備蓄食を使った普段のごはん用のレシピを開発・紹介す

ることで、ローリングストック（日常で使う食品を多めに買い、在庫を切らさずに買い足しを行い、常に家庭に新しい食品が備蓄される方法）の普及に取り組んでいます。レシピブックは、冊子の配布だけでなく、区のホームページにも掲載しています。

5点目は、いたばし防災プラスチャンネルについてです。板橋区では、楽しみながら防災知識が身につく様々な動画を作成しています。例えば、ペット防災や災害時の美容のほか、マンホールトイレの組み立て方、D級ポンプの使い方など幅広く作成しており、YouTubeやInstagramで配信しています。

6点目は、地区防災計画策定の推進についてです。住民や地域の「自助」「共助」による地域防災力を高めることを目的に、令和6年度から、区内の18地区ごとに地区別防災マニュアルの作成（改定）支援を順次行っています。下赤塚地区においては、今年度、皆様と一緒にワークショップ形式で本マニュアルの改定をしていく予定です。水害対策の視点などを追加していきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

7点目は、浸水深表示の設置についてです。荒川氾濫時に、想定浸水深が3m以上となる蓮根・舟渡・高島平地区を中心とした区立施設及び電柱に「浸水深表示」を順次設置しています。（令和6年度から）この取組みは、日頃から区民の皆様にも水害に対する危機意識を高めていただくことを目的としています。

8点目は、広域避難体制の構築についてです。令和5年8月28日に、首都直下地震等の大規模災害時における区の災害関連死亡者数減少を図るため、板橋区及び8県13自治体間で締結している「災害時における相互援助に関する協定」を改定し、全国で初めて、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在）」が可能となる体制を構築しました。具体的には、大規模地震が発生してから約3日ほどを目安に広域避難の希望（約2,000名）を募り、希望者は学校からバスで交流自治体の避難場所（ホテルや旅館など）に移動し、2週間程度滞在いただくことを現状想定しています。

続いて、防災＋（プラス）ガイドブックで紹介している内容のうち、特に各ご家庭で事前に備えていただきたいことを3点抜粋させていただきました。

具体的には、感震ブレーカーの設置、家具転倒防止器具の設置、携帯トイレの備蓄についてです。

最後に、情報収集の仕方についてです。区では「防災ガイド・ハザードマップ 2024」を全戸配布しているほか、様々な方法で防災情報を提供しています。今年の3月に開設した「いたばし防災＋ポータル」及び「いたばし防災＋アプリ」では、避難情報、交通のライフライン、防災マップなど様々な情報を調べることができます。

ご質問・ご要望（要旨）

区避難所への参集体制の改善について

下赤塚地区周辺には小学校4校と、中学校2校があり、それぞれの学校に下赤塚地区の町会・自治会長が名を連ねている。駆けつけるべき避難所が定まらないことや、避難所によって運営要員に開きが出るデメリットも想定されるため、役割分担を是非再考いただきたい。

危機管理部長 質問に対する回答

・区では、複数の学校から避難所運営協議会への出席を求められ、災害発生時にどの避難所へ参集すべきか判断に迷われる町会・自治会があることを把握しています。

・こうした課題に対して、区では新たに、「避難所運営協議会に関わる町会・自治会の考え方について」を作成し、7月期町会長会議にて各支部に周知を図っているところです。

・これにより、各町会・自治会の実情に応じて、主たる避難所の明確化や、人員配置の見直しなどの参考としていただきたいと考えています。

・見直しにより、避難所運営協議会メンバーから外れる場合も想定されるが、これにより住民が避難できなくなるわけではないため、ご安心ください。

・区は今後も町会・自治会の皆様と緊密に連携し、実効性の高い避難所運営体制の構築に向けて、必要な支援を継続していきます。

意見交換等

いたばし防災＋カタログ（令和7年8月31日で終了）について、危機管理部長より品物の配送状況や受け取った物について質問し、区民の皆様から品物に関する意見・感想等（例えば、感震ブレーカー設置の難易度など）をいただいた。

板橋区の防災対策

■板橋区地域防災計画の改定

「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直されたこと等を踏まえ、令和6年3月に地域防災計画を改定しました。

- 減災目標1 区民の命を守る（死者ゼロをめざす）
- 減災目標2 区民の生活環境を守る



■防災+（プラス）の取組（一例）

◆防災ガイドの更新・配付

板橋区では、区内在住者及び転入者に、「いたばし暮らしガイド、防災ガイド・ハザードマップ」を全世帯に配付しています。

本冊子は、区の施設・サービス・担当窓口など区政に関する情報や医療機関などの情報のほか、地震や水害に対する日頃の備え、情報収集のしかた、避難所での注意点、ハザードマップなどの防災情報をコンパクトにまとめています。

◆防災セミナー・講習会

災害イメージトレーニング・避難所講習、資器材取扱講習、応急手当普及員講習など、あらゆるジャンルの取り組みを行っています。

◆各種防災訓練

地域の住民防災組織と一体となった総合防災訓練をはじめ、避難所運営訓練、消火訓練、応急救護訓練など、様々な訓練を実施しています。

訓練実施に伴う、資器材の貸し出しも行っています。

◆防災レシピブック

備蓄食を使った普段のごはん用のレシピを開発・紹介することで、ローリングストック(※)の普及に取り組んでいます。
※ローリングストックとは、日常で使う食品を多めに買い、在庫を切らさずに買い足しを行い、常に家庭に新しい食品が備蓄される方法のことをいいます。

◆いたばし防災プラスチャンネル

『ペット防災』や『災害時の美容』など、楽しみながら防災知識が身につく動画をYouTubeやInstagramで配信しています。

◆地区防災計画策定の推進(18地区)

住民や地域の「自助」・「共助」による地域防災力を高めることを目的に、令和6年度から令和8年度の3年間で、地域の特性や発災時のタイムラインを踏まえた「地区別防災マニュアル」及び「地区別防災マップ」の作成支援を行っています。地区別防災マニュアル及び地区別防災マップは、区内18の地域センターの管轄地域を単位に、地域住民等が主体となったワークショップ形式で作成しています。

◆浸水深表示設置

荒川氾濫時に、想定浸水深が3m以上となる蓮根・舟渡・高島平地区を中心とした区立施設及び電柱に「浸水深表示」を順次設置しています。(令和6年度から)

この取組みは、平時から区民の皆様に水害に対する危機意識を高めていただき、水害による被害を最小限とすることを目的としています。

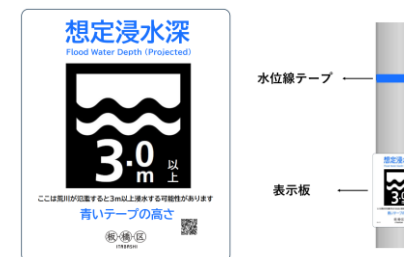
◆【全国初】区と8県13自治体間で広域避難体制を構築

令和5年8月28日に、首都直下地震等の大規模災害時における区の災害関連死亡者数減少を図るため、板橋区及び8県13自治体間で締結している「災害時における相互援助に関する協定」を改定し、全国で初めて、被災していない自治体への「広域避難(都県外広域一時滞在)」が可能となる体制を構築しました。

防災ガイド



浸水深表示

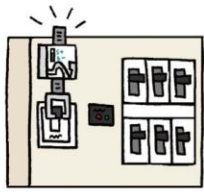


事前に備えたい 重点防災対策 ①

感震ブレーカーを設置しましょう

東日本大震災や阪神・淡路大震災の際は、火災の約6割が電気関係の出火だといわれています。地震の揺れに伴う電気機器からの出火や通電火災を防ぐためには、自動的にブレーカーを落とす「感震ブレーカー」の設置が有効です。

感震ブレーカーを設置していない世帯につきましては、この機会に設置していただくよう、お願いします。

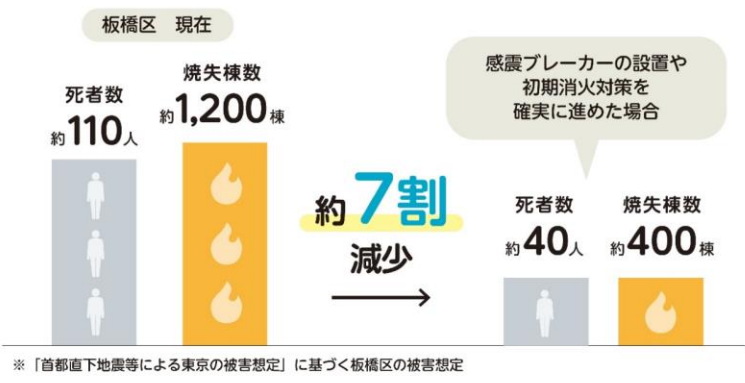


DATA 感震ブレーカー設置の必要性

地震による死者、建物の焼失棟数が減少します

東京都は、感震ブレーカーの設置を進め、消火器の設置などの初期消火対策を進めることで、地震による火災の被害を約7割減少させることが可能と推計しています。

ご自身やご家族の生命・財産を守るためには、感震ブレーカーの設置が有効です。



近隣の住宅への延焼、消火による水損等を防ぐことができます

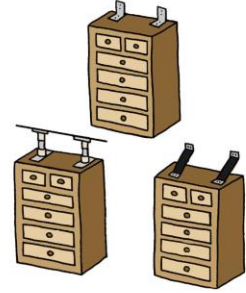
火災は自宅を失うだけではなく、近隣の住宅への延焼や消火による水損等の被害を与える可能性があります。自宅を守る「自助」だけではなく、近隣を守る「共助」の視点からも、感震ブレーカーの設置が有効です。

事前に備えたい 重点防災対策 ②

家具転倒防止器具を設置しましょう

阪神・淡路大震災時に、建物の中でケガをした人の約半数は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があります。また、家具が転倒すると、円滑な避難に支障が生じる可能性があります。

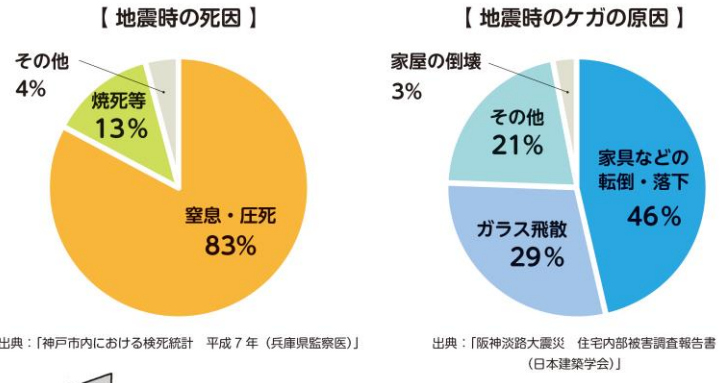
家具転倒防止器具を設置していない世帯につきましては、この機会に設置していただくよう、お願いします。



DATA 家具転倒防止器具の必要性

家具等の転倒による圧死やケガを防ぐことができます

地震による「圧死」や「ケガ」を減らすためには、家屋の耐震性強化と家具転倒防止に取り組むことが重要です。すぐにできる対策として、家具転倒防止器具を設置しましょう。



円滑な避難につながります

家具等が転倒すると、避難経路がふさがれる恐れがあります。円滑な避難を行うためにも、家具転倒防止器具を設置しましょう。

事前に備えたい 重点防災対策 ③

携帯トイレを備蓄しましょう

生きるうえで、食べる、飲む、排せつはセットです。災害時に備えた食料、飲料水の備蓄は浸透してきましたが、携帯トイレの備蓄も忘れてはいけません。

災害時に下水道管が破損した場合には、水を流せません。排せつを我慢すると体調を崩したり、災害関連死につながる可能性があります。ご自身とご家族を守るためにも、携帯トイレも備蓄しましょう。

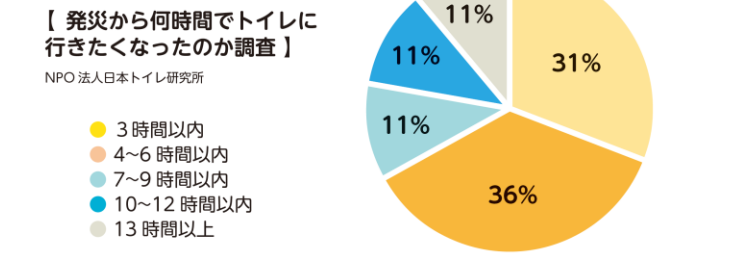


DATA 携帯トイレの必要性

携帯トイレの備えがあれば安心です

地震で排水管や下水道管が損傷すると、自宅のトイレが使用できなくなります。特にマンションは下の階の部屋で汚水が逆流する場合もあるため、災害時には排水管等の損傷がないことが確認できるまでトイレを使用してはいけません。

発災後、すぐにトイレに行きたくなる場合もありますので、水や食料の備蓄はもちろん大切ですが、それよりも早くトイレが必要になる可能性があります。携帯トイレの備えがあれば安心です。



【参考】マンションにおける災害時のトイレに関するポイント

- ・「大地震の後は水を流さない」を徹底
- ・点検や修理を依頼する業者の決定
- ・点検設備（排水管、汚水ますなど）をリストアップ
- ・携帯トイレや簡易トイレを備蓄

◆首都直下地震等による板橋区の被害想定

区内全域で震度 6 弱以上

死者数	109人
負傷者数	2,390人
建物全壊	1,961棟
建物半壊	7,485棟
建物焼失	1,189棟

感震ブレーカー及び家具転倒防止器具の設置により、減少につながります。

◆1週間分の食べ物・飲み物を用意しましょう！

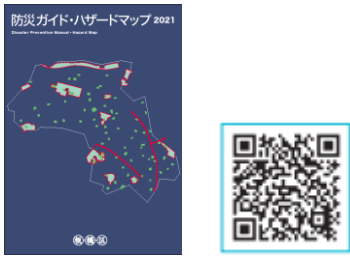
大規模な災害が発生した場合、食品や日用品の店頭販売の再開にはおおむね7日間かかるといわれています。そのため、最初の3日間は冷蔵庫や冷凍庫内の食品を、4日目以降は普段からローリングストックしている食品を食べましょう。なお、店頭販売が再開したとしても、必要なものが必ず手に入るとは限りませんので、可能な限り1週間分の食品（常温保存可能なもの）を用意しておきましょう。

プラス

◆情報収集のしかたを確認しましょう

防災関係機関などの広報を聞き漏らさないようにし、正しい情報を収集しましょう。また、間違った情報に惑わされたり、自分自身が間違った情報の発信元にならないようにしてください。

「情報収集のしかた」の詳細については、全戸配付しています「防災ガイド・ハザードマップ2024」に掲載していますので、ご確認ください。



下赤塚地区区民と区長との懇談会 区からの情報提供

1 熱中症予防のために

熱中症とは、身体が暑さに対して適応できず、体の中の水分や塩分のバランスが崩れることにより起こる病気です。高温多湿で、風が弱かったり、日差しが強かったりすると熱中症が発生しやすくなります。気温などの環境条件だけでなく、日ごろの体調や暑さに対する慣れなども影響します。

適切な予防法を知り、早めに対処することで重症化を防ぐことができますので、暑さを避け、こまめな水分補給と体調管理により熱中症を予防しましょう。

区では、計 100 か所の一時休憩所を 6 月 1 日から 10 月 22 日まで、区役所本庁舎 1 階をはじめとする区内施設（63 か所）・区内一部薬局（37 か所）にて開設しておりますが、「特別警戒アラート」が発出された際は、区ではクーリングシェルターとして開放します。対象施設の詳細は、「クーリングシェルター 一覧」をご確認いただき、外出時などの休憩に、お気軽にご利用ください。



熱中症予防リーフレット



熱中症対策 一時休憩所 案内のぼり旗



熱中症に関する区公式ホームページはこちら

2 令和 5 年 7 月 1 日に板橋区 LINE 公式アカウントを開設しました。

LINE 公式アカウントでは、防災、子育て、ごみ・リサイクルなどのくらしに関する情報や、イベント情報のほか、受け取りたい情報をカテゴリー別を選択することができます。また、メニューからは、区ウェブサイトへ手軽にアクセスすることができます。便利な機能がたくさんありますので、ぜひ友だち追加してご利用ください。

登録方法 1

右の二次元コードから友だち追加

登録方法 2

LINE アプリのホーム画面の ID 検索画面から「@itabashi」と検索し、友だち追加



3 こんなトラブル相談増えています！個人情報を読み出す不審な電話に注意

○相談事例 1

大手電話会社を名乗る自動音声電話で、「料金未払いのため、2時間後に回線を止めます。問い合わせが必要な場合は電話機の“9”を押してください。」と連絡があった。あわてて“9”を押したら、人が出て、個人情報を聞かれたので氏名や生年月日を伝えてしまったが、後でこの電話会社とは契約していないことに気付いた。

○相談事例 2

自宅の固定電話に官公庁を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信で、突然通信できなくなることはないはずなので、明らかにおかしい。他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。



○消費者センターからのアドバイス

- ・官公庁や大手電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することはありません。
- ・「回線を止める」との言葉に、あわてず、不審な電話は一切、相手をせずに、切るようにしましょう。
- ・個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
- ・日頃から身近な家族や周りの人が高齢者の変化にいち早く気付くことができるよう、見守ることはとても重要です。定期的に様子をうかがい、不審な電話があった場合には個人情報を教えないように伝えてください。

また、チラシの裏面に、高齢者サポートサービスの契約トラブルに関する相談事例と消費者センターからのアドバイスが記載されております。あわせてご確認ください、契約を検討している高齢者が周りにいましたら情報共有いただけると幸いです。



4 消費者トラブルひとりで悩まずすぐ相談 消費者トラブルホットライン 188

○188「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたら悩まず消費者ホットラインに相談してください。消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な生活相談窓口におつながします。



Ⅵ 区長結び挨拶

本日は、限られた時間ではございましたが、
貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の懇談会では、子どもの居場所づくりに関することや、集会所の利用に関すること、区避難所への参集体制に関することなど、テーマが多岐にわたり、地域の皆様の関心の高さを感じる機会となりました。

皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、安心・安全で快適な地域づくりのためには、地域コミュニティを活性化し、より発展させていく必要があることを、強く感じております。

そのため、日頃より、地域にて活発に活動されております皆様方のお力添えをいただきながら、地域課題をともに考え、問題解決に向けて、ともに取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、下赤塚地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の、益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。